

兵庫県公報

令和2年5月29日 金曜日 第109号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成21年兵庫県告示第971号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成18年兵庫県告示第875号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成22年兵庫県告示第112号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	4
○ 同 上（同）	10
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	15
○ 兼用工作物の管理方法に係る協議の成立（公園緑地課）	16
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	16
○ 同 上（同）	16
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	17
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	17
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	19
○ 入札公告（管理課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	23
○ 同 上（中播磨県民センター）	23
○ 同 上（丹波県民局）	23
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	24
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	25
正 誤	
○ 令和2年4月24日付け兵庫県公報第102号中	26
○ 令和2年4月27日付け兵庫県公報号外中	26

告 示

兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年5月12日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	広田大谷池地区	令和2年5月29日から 同年6月18日まで	南あわじ市役所
同上	次郎池地区	同上	同上



兵庫県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年5月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年5月29日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 若桜湯村温泉線	美方郡新温泉町岸田字畑ヶ平3841番19から 同郡同町岸田字下肥前畑3580番1まで	旧	1.0から 8.0まで	3,739.0	
		新	4.0から 58.0まで	9,725.0	



兵庫県告示第592号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
大原	神戸市	北区	大原二丁目 山田町原野	大山	13番3、13番5の一部 1番113の一部



兵庫県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

皆河B I-2 (102050146)	姫路市安富町皆河 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
渡辺 I-2 (102050147)	姫路市安富町末広 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺町 I-2 (128010321)	宍粟市山崎町上寺 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第595号

平成20年兵庫県告示第452号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

仁川高丸(2) I (115000191)の項中別図131を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第596号

平成21年兵庫県告示第971号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

関 I (102050005)の項中別図5、関 h III (102050009)の項中別図9、杵原(1) II (102050017)の項中別図17、皆河B I (102050036)の項中別図36、皆河C II (102050039)の項中別図39、皆河D II (102050040)の項中別図40、渡辺 I (102050046)の項中別図46、末広B II (102050050)の項中別図50、下河 I (102050064)の項中別図64、名坂B I (102050074)の項中別図74、菅谷 d I (102050082)の項中別図82、長野(1) I (102050110)の項中別図110、長野 b III (102050111)の項中別図111、狭戸 d III (102050142)の項中別図142、三ヶ谷川 I (202050001)の項中別図143を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第597号

平成18年兵庫県告示第875号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

上比地BⅡ(128010060)の項中別図49を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第598号

平成22年兵庫県告示第112号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

寺町Ⅰ(128010219)の項中別図20、横須AⅡ(128010227)の項中別図28を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第599号

平成22年兵庫県告示第399号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

塩田AⅡ(128010134)の項中別図63、塩田BⅡ(128010133)の項中別図64、塩田(1)Ⅰ(128010132)の項中別図65、塩田(2)Ⅰ(128010127)の項中別図70、比地町CⅡ(128010122)の項中別図75、青木BⅡ(128010103)の項中別図94、高下(1)Ⅰ(128010099)の項中別図98、高下BⅡ(128010095)の項中別図102、春安Ⅰ(128010085)の項中別図112を次の図面のとおり改める。

中井AⅡ(128010115)の項中「中井AⅡ」を「中井(2)AⅡ」に改め、別図82を次の図面のとおり改める。

中井AⅡ(128010110)の項中「中井AⅡ」を「中井(1)AⅡ」に改め、別図87を次の図面のとおり改める。

中井BⅡ(128010112)の項中「中井BⅡ」を「中井(2)BⅡ」に改め、別図85を次の図面のとおり改める。

中井BⅡ(128010109)の項中「中井BⅡ」を「中井(1)BⅡ」に改め、別図88を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
関jⅢ (102050002)	姫路市安富町関(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
関AⅠ (102050003)	姫路市安富町関(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
関kⅢ (102050004)	姫路市安富町関(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
関Ⅰ (102050005)	姫路市安富町関(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

関 b II (102050006)	姫路市安富町関（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
関 f III (102050007)	姫路市安富町関（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
関 g III (102050008)	姫路市安富町関（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
関 h III (102050009)	姫路市安富町関（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
関 I III (102050010)	姫路市安富町関（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
朽原 h III (102050011)	姫路市安富町朽原（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
朽原 g II (102050012)	姫路市安富町朽原（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
朽原 f III (102050013)	姫路市安富町朽原（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
朽原 e III (102050014)	姫路市安富町朽原（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
朽原 I III (102050015)	姫路市安富町朽原（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
朽原 a III (102050016)	姫路市安富町朽原（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
朽原(1) II (102050017)	姫路市安富町朽原（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
朽原 o I (102050018)	姫路市安富町朽原（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
朽原 C II (102050019)	姫路市安富町朽原（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
朽原 B I (102050021)	姫路市安富町朽原（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
朽原 I III (102050023)	姫路市安富町朽原（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
朽原 c II (102050025)	姫路市安富町朽原（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
朽原 A II (102050026)	姫路市安富町朽原（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
朽原 d I (102050027)	姫路市安富町朽原（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
朽原(2) I (102050028)	姫路市安富町朽原（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

皆河G I (102050029)	姫路市安富町朽原 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
末広d III (102050030)	姫路市安富町朽原 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
皆河A II (102050032)	姫路市安富町皆河 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
皆河h I (102050033)	姫路市安富町皆河 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
皆河b I (102050034)	姫路市安富町皆河 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
皆河c I (102050035)	姫路市安富町皆河 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
皆河B I (102050036)	姫路市安富町皆河 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
皆河C II (102050039)	姫路市安富町皆河 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
皆河D II (102050040)	姫路市安富町皆河 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
皆河E I (102050041)	姫路市安富町皆河 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
皆河F I (102050042)	姫路市安富町皆河 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
皆河e I (102050045)	姫路市安富町皆河 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
渡辺 I (102050046)	姫路市安富町末広 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
長野A II (102050049)	姫路市安富町末広 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
末広B II (102050050)	姫路市安富町末広 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
末広 I (102050058)	姫路市安富町末広 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
末広C I (102050059)	姫路市安富町末広 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
末広c II (102050060)	姫路市安富町末広 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
末広n II (102050061)	姫路市安富町末広 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
末広m III (102050062)	姫路市安富町末広 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

末広D I (102050063)	姫路市安富町末広（別図45 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下河 I (102050064)	姫路市安富町名坂（別図46 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
下河 b III (102050065)	姫路市安富町名坂（別図47 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
名坂 d II (102050066)	姫路市安富町名坂（別図48 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
名坂 c II (102050067)	姫路市安富町名坂（別図49 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
名坂 e II (102050068)	姫路市安富町名坂（別図50 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
大町 I (102050070)	姫路市安富町名坂（別図51 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
名坂 I (102050071)	姫路市安富町名坂（別図52 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
大町 a I (102050072)	姫路市安富町名坂（別図53 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名坂 A II (102050073)	姫路市安富町名坂（別図54 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
名坂 B I (102050074)	姫路市安富町名坂（別図55 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
菅谷 m I (102050077)	姫路市安富町名坂（別図56 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
菅谷 l II (102050078)	姫路市安富町名坂（別図57 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
菅谷 f III (102050079)	姫路市安富町安志（別図58 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
菅谷 e III (102050080)	姫路市安富町安志（別図59 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
菅谷 a I (102050081)	姫路市安富町安志（別図60 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
菅谷 d I (102050082)	姫路市安富町安志（別図61 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
菅谷 b I (102050083)	姫路市安富町安志（別図62 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
菅谷 c II (102050085)	姫路市安富町安志（別図63 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
菅谷 I III (102050087)	姫路市安富町安志（別図64 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり

長野 g I (102050091)	姫路市安富町安志 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
長野(2) I (102050092)	姫路市安富町安志 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
菅谷 b I (102050093)	姫路市安富町安志 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
三森 B II (102050095)	姫路市安富町三森 (別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
三森 l III (102050096)	姫路市安富町三森 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
三森 j III (102050098)	姫路市安富町三森 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
三森 d II (102050099)	姫路市安富町三森 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
三森 a I (102050101)	姫路市安富町三森 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
三森 c II (102050102)	姫路市安富町三森 (別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
春 II (102050103)	姫路市安富町三森 (別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
三森 f II (102050105)	姫路市安富町三森 (別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
三森 e III (102050106)	姫路市安富町三森 (別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
三森 h III (102050107)	姫路市安富町三森 (別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
三森 A I (102050109)	姫路市安富町三森 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
長野 b III (102050111)	姫路市安富町長野 (別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
長野 f III (102050112)	姫路市安富町安志 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
末広 A II (102050114)	姫路市安富町長野 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
長野 c I (102050116)	姫路市安富町塩野 (別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
塩野 A I (102050117)	姫路市安富町塩野 (別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
塩野 a II (102050118)	姫路市安富町塩野 (別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり

塩野Ⅰ (102050119)	姫路市安富町塩野（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
塩野cⅢ (102050120)	姫路市安富町塩野（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
植木野AⅠ (102050122)	姫路市安富町植木野（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
植木野Ⅰ (102050123)	姫路市安富町植木野（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
植木野cⅢ (102050124)	姫路市安富町植木野（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
植木野bⅢ (102050125)	姫路市安富町植木野（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
三坂fⅡ (102050129)	姫路市安富町三坂（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
三坂dⅡ (102050131)	姫路市安富町三坂（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
三坂eⅡ (102050132)	姫路市安富町三坂（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
瀬川bⅠ (102050134)	姫路市安富町瀬川（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
狭戸bⅡ (102050136)	姫路市安富町瀬川（別図95のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
瀬川Ⅱ (102050137)	姫路市安富町瀬川（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
狭戸aⅡ (102050138)	姫路市安富町狭戸（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
狭戸AⅠ (102050140)	姫路市安富町狭戸（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
狭戸BⅠ (102050141)	姫路市安富町狭戸（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
狭戸dⅢ (102050142)	姫路市安富町狭戸（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
三ヶ谷川Ⅰ (202050001)	姫路市安富町関（別図101のとおり）	土石流	別図101のとおり
壺ヶ谷川Ⅰ (202050002)	姫路市安富町関（別図102のとおり）	土石流	別図102のとおり
向イ川Ⅱ (202050003)	姫路市安富町関（別図103のとおり）	土石流	別図103のとおり
山の川Ⅰ (202050004)	姫路市安富町関（別図104のとおり）	土石流	別図104のとおり

柏山川Ⅱ (202050005)	姫路市安富町関(別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
杉垣内川Ⅰ (202050006)	姫路市安富町朽原(別図106のとおり)	土石流	別図106のとおり
口中山川Ⅱ (202050007)	姫路市安富町朽原(別図107のとおり)	土石流	別図107のとおり
滝谷川(1)Ⅰ (202050008)	姫路市安富町朽原(別図108のとおり)	土石流	別図108のとおり
一ノ谷川Ⅰ (202050017)	姫路市安富町皆河(別図109のとおり)	土石流	別図109のとおり
カツラ谷川Ⅰ (202050025)	姫路市安富町末広(別図110のとおり)	土石流	別図110のとおり
下河川Ⅰ (202050028)	姫路市安富町名坂(別図111のとおり)	土石流	別図111のとおり
平谷川Ⅰ (202050038)	姫路市安富町三森(別図112のとおり)	土石流	別図112のとおり
大石原川Ⅰ (202050048)	姫路市安富町植木野(別図113のとおり)	土石流	別図113のとおり

(別図1から別図113までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下比地bⅢ (128010055)	宍粟市山崎町下比地(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下比地AⅡ (128010056)	宍粟市山崎町下比地(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
下比地Ⅰ (128010057)	宍粟市山崎町下比地(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中比地bⅢ (128010058)	宍粟市山崎町中比地(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中比地AⅡ (128010059)	宍粟市山崎町中比地(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

上比地BⅡ (128010060)	宍粟市山崎町上比地（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山崎(1)Ⅰ (128010061)	宍粟市山崎町上比地（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上比地AⅡ (128010062)	宍粟市山崎町上比地（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
比地AⅡ (128010063)	宍粟市山崎町金谷（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
段aⅢ (128010078)	宍粟市山崎町段（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
段BⅡ (128010079)	宍粟市山崎町段（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
段(2)Ⅰ (128010080)	宍粟市山崎町段（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
段AⅡ (128010081)	宍粟市山崎町段（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
段CⅡ (128010082)	宍粟市山崎町段（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
春安bⅢ (128010083)	宍粟市山崎町段（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
春安aⅢ (128010084)	宍粟市山崎町春安（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
春安Ⅰ (128010085)	宍粟市山崎町春安（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
木谷cⅢ (128010086)	宍粟市山崎町木谷（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
木谷dⅢ (128010087)	宍粟市山崎町木谷（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
木谷bⅢ (128010088)	宍粟市山崎町木谷（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
最上山Ⅰ (128010089)	宍粟市山崎町元山崎（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
最上山(2)Ⅰ (128010090)	宍粟市山崎町元山崎（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
加生(2)Ⅰ (128010091)	宍粟市山崎町門前（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
加生Ⅰ (128010092)	宍粟市山崎町加生（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
木谷aⅢ (128010093)	宍粟市山崎町木谷（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

高下dⅢ (128010094)	宍粟市山崎町市場（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
高下BⅡ (128010095)	宍粟市山崎町高下（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
高下(3)Ⅰ (128010097)	宍粟市山崎町高下（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
高下CⅡ (128010098)	宍粟市山崎町高下（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
高下(1)Ⅰ (128010099)	宍粟市山崎町高下（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
高下bⅢ (128010100)	宍粟市山崎町高下（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
高下aⅢ (128010101)	宍粟市山崎町高下（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
高下AⅡ (128010102)	宍粟市山崎町高下（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
青木BⅡ (128010103)	宍粟市山崎町高下（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
青木CⅡ (128010104)	宍粟市山崎町青木（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
青木(2)Ⅰ (128010105)	宍粟市山崎町青木（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
青木cⅢ (128010106)	宍粟市山崎町青木（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
青木bⅡ (128010107)	宍粟市山崎町青木（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
青木(1)Ⅰ (128010108)	宍粟市山崎町青木（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中井(1)BⅡ (128010109)	宍粟市山崎町青木（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中井(1)AⅡ (128010110)	宍粟市山崎町青木（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中井bⅢ (128010111)	宍粟市山崎町青木（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中井(2)BⅡ (128010112)	宍粟市山崎町青木（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中井Ⅰ (128010113)	宍粟市山崎町青木（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中井cⅢ (128010114)	宍粟市山崎町青木（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

中井(2) A II (128010115)	宍粟市山崎町青木 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
中井 d III (128010116)	宍粟市山崎町青木 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
中井 a III (128010117)	宍粟市山崎町青木 (別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
青木 A II (128010118)	宍粟市山崎町青木 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
比地町 B II (128010119)	宍粟市山崎町青木 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
比地町 A II (128010121)	宍粟市山崎町青木 (別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
比地町 C II (128010122)	宍粟市山崎町青木 (別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
比地町 D II (128010123)	宍粟市山崎町青木 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
比地町 a III (128010124)	宍粟市山崎町青木 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
塩田(5) I (128010125)	宍粟市山崎町塩田 (別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
塩田 a III (128010126)	宍粟市山崎町塩田 (別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
塩田(2) I (128010127)	宍粟市山崎町塩田 (別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
塩田(3) I (128010128)	宍粟市山崎町塩田 (別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
塩田(4) I (128010129)	宍粟市山崎町塩田 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
塩田 C II (128010130)	宍粟市山崎町塩田 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
塩田 b II (128010131)	宍粟市山崎町塩田 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
塩田(1) I (128010132)	宍粟市山崎町塩田 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
塩田 B II (128010133)	宍粟市山崎町塩田 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
塩田 A II (128010134)	宍粟市山崎町塩田 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
寺西 f III (128010135)	宍粟市山崎町塩田 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり

寺西 I (128010136)	宍粟市山崎町塩田 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
寺西 C II (128010137)	宍粟市山崎町塩田 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
寺西(2) I (128010138)	宍粟市山崎町塩田 (別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
寺西 A II (128010139)	宍粟市山崎町塩田 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
寺西 e III (128010140)	宍粟市山崎町塩田 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
寺西 B II (128010141)	宍粟市山崎町塩田 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
寺西 D II (128010142)	宍粟市山崎町塩田 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
寺町 I (128010219)	宍粟市山崎町上寺 (別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上寺 I (128010220)	宍粟市山崎町上寺 (別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上寺 A II (128010221)	宍粟市山崎町上寺 (別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
横須 e III (128010222)	宍粟市山崎町横須 (別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
横須 d III (128010223)	宍粟市山崎町横須 (別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
横須(1) I (128010224)	宍粟市山崎町横須 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
横須(4) I (128010225)	宍粟市山崎町横須 (別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
横須(3) I (128010226)	宍粟市山崎町横須 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
横須 A II (128010227)	宍粟市山崎町横須 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
大谷川(3) II (228010048)	宍粟市山崎町下比地 (別図 82のとおり)	土石流	別図82のとおり
上ノ段川 II (228010055)	宍粟市山崎町上比地 (別図 83のとおり)	土石流	別図83のとおり
金谷川 I (228010057)	宍粟市山崎町金谷 (別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
古木谷川 I (228010067)	宍粟市山崎町木谷 (別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり

木谷川Ⅰ (228010068)	宍粟市山崎町木谷（別図86のとおり）	土石流	別図86のとおり
勝地川Ⅰ (228010071)	宍粟市山崎町青木（別図87のとおり）	土石流	別図87のとおり
上ノ谷Ⅰ (228010078)	宍粟市山崎町加生（別図88のとおり）	土石流	別図88のとおり
加生川Ⅰ (228010080)	宍粟市山崎町加生（別図89のとおり）	土石流	別図89のとおり
諏訪川Ⅰ (228010086)	宍粟市山崎町高下（別図90のとおり）	土石流	別図90のとおり
井塚川Ⅱ (228010092)	宍粟市山崎町青木（別図91のとおり）	土石流	別図91のとおり
成岡Ⅱ (228010103)	宍粟市山崎町塩田（別図92のとおり）	土石流	別図92のとおり
若杉川Ⅰ (228010104)	宍粟市山崎町塩田（別図93のとおり）	土石流	別図93のとおり
段Ⅱ (228010106)	宍粟市山崎町塩田（別図94のとおり）	土石流	別図94のとおり
段川Ⅰ (228010107)	宍粟市山崎町塩田（別図95のとおり）	土石流	別図95のとおり
明字Ⅱ (228010109)	宍粟市山崎町塩田（別図96のとおり）	土石流	別図96のとおり
岩ヶ谷川(2)Ⅰ (228010153)	宍粟市山崎町横須（別図97のとおり）	土石流	別図97のとおり
雨ヶ鼻(2)Ⅱ (228010155)	宍粟市山崎町横須（別図98のとおり）	土石流	別図98のとおり

（別図1から別図98までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和32年9月5日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第603号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、都市公園と道路等との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年5月29日から2週間、県土整備部まちづくり局公園緑地課及び淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 公園の名称
兵庫県立淡路島公園
- 2 兼用工作物の位置
淡路市岩谷字池ノ谷、中畠、大林地内
- 3 兼用工作物の管理者
都市公園管理者 兵庫県知事
道路管理者 淡路市長
- 4 管理の内容
兼用工作物の維持管理、修繕及び改修・災害復旧については、原則として都市公園管理者が行う。ただし、淡路北スマートインターチェンジの整備により通常の公園利用を超えた影響を受ける工作物及び新たに設置した工作物の維持管理、修繕及び改修・災害復旧については、道路管理者が行う。
- 5 管理の期間
令和2年3月29日から令和12年3月31日まで



兵庫県告示第604号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01中播位置 0011号	2.5.14	たつの市龍野町宮脇字笹原51番1の一部、51番2の一部、52番1の一部、52番2の一部	5.00	36.13



兵庫県告示第605号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第R01中播位置 0009号	2.5.15	宍粟市山崎町鹿沢字三軒町98番の一部	5.00	30.99
-------------------	--------	--------------------	------	-------

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年5月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
152,532,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ウ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	3,798	380
エ	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	519.35	宅地	12,776	1,278

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による

こととされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

令和2年5月28日（木）から同年6月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和2年5月28日（木）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、令和2年6月15日（月）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

令和2年6月29日（月）午後1時から同年7月6日（月）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

令和2年7月6日（月）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 旧高須東小学校跡地開発

所在地 西宮市高須町一丁目1番6の一部、1番27の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社UCM	大阪府箕面市船場西二丁目2番1号ニューエリモバイル	福田 芳史
株式会社ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	浅井 家康

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	浅井 家康
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原二丁目7番50号	前田 秀人

外未定1者

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年1月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,384平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
90台
- (2) 駐輪場の収容台数
156台
- (3) 荷さばき施設の面積
226平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

9.6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①から④まで	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設⑤	午前6時から午前8時45分まで

8 届出年月日

令和2年4月30日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

令和2年5月29日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和2年9月29日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年5月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

子宮がん集団検診車 1台

- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

- (4) 納入場所

県庁第1号館にて検査確認後、公益財団法人兵庫県健康財団神戸西事務所（神戸市西区学園西町6-3-1）へ回送（詳細は仕様書のとおり）

- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入札管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入札管理課 担当 村田

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年5月29日（金）から同年6月12日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年7月8日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年7月7日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年5月29日（金）から同年6月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年6月12日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年7月1日（水）午後5時から同月8日（水）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年5月30日（土）から同年6月24日（水）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年5月30日（土）から同年6月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年6月12日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年7月1日（水）午後5時までには通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年7月6日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年7月22日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
A Purpose-built Mobile Vehicle for pap smear test
- (3) Delivery period: March 31, 2021
- (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo(Inspection to be confirmed).Then Public Interest Incorporated Foundation Hyogo Health Foundation 6-3-1 gakuennishimachi, nishiku, Kobe, Hyogo
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 June 12, 2020
- (6) Deadline for tender:
14:00 July 8, 2020 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 July 7, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Murata, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4936



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北本荘二丁目820番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅 代表取締役 渡辺喜夫
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年3月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-41号（1播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字北西2713番6、2719番3、2719番5、2719番3地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町鶴90番地4
株式会社桑野管財 代表取締役 桑野仁志
- 3 許可年月日及び許可番号
令和1年12月23日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-26号（1福崎）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市春日町野村1351番、1981番1、1983番1、1984番、1989番1、1990番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市春日町黒井391番地
荻野建設株式会社 代表取締役 荻野憲夫
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年10月8日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1-2号（1丹波）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年5月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
AKA-SHIみらい会議	樽谷彰人	樽谷彰人	明石市小久保120-55A-601
赤松愛一郎後援会	山口透	富士本登	加古郡稲美町印南1829-5
あしたのあしやの会	北村豊	阪井勝	芦屋市公光町7-15
芦屋会議	畑中俊彦	畑中俊彦	芦屋市松ノ内町6-5
井上やすこ後援会	井上津奈夫	井上津奈夫	加古川市尾上町口里479-1 Mプラザ加古川五番館1008号
伊福よしはる後援会	酒井孝信	高島好美	宝塚市福井町19-12
今井まさこ後援会	花山澄雄	富士谷治	神戸市垂水区坂上4-2-16
遠藤恒司後援会	遠藤恒司	遠藤啓子	明石市大久保町大久保町391-1
大上和則後援会	溝畑敏樹	大上委昭	丹波篠山市今田町下立杭217番地
加古川市の未来を考える会	井上恭子	井上津奈夫	加古川市尾上町口里479-1 Mプラザ加古川五番館1008号
加西維新の会	塚原照一	塚原照一	加西市北条町黒駒305番地1
岸田光広後援会	境幸雄	岸田友美	尼崎市武庫之荘3-7-12
元気な川西をつくる会	川口巖悟	今村一成	川西市南花屋敷3丁目1-1
佐藤公彦後援会	佐藤公彦	佐藤隆	神戸市西区狩場台1-26-14

「しばやすはる」と明日の川西市をつくる会	斯波 康 晴	斯波 康 晴	川西市けやき坂1-9-3
多木のぶゆき後援会	多木 信 行	多木 信 行	加古川市別府町本町1丁目36
たつた章一後援会	福 寿 喜寿郎	龍 田 勉	神戸市西区岩岡町野中636番地の2
田中しんや後援会	小 林 義 範	田 中 幸 子	神戸市西区伊川谷町前開764番地
つかはら照一後援会	塚 原 照 一	塚 原 照 一	加西市北条町黒駒305番地の1
つばきよしこ後援会	藤 原 健 博	掘 井 健 智	加古川市加古川町大野1419番29号
長野良三後援会	石 田 博 久	藤 田 繁	芦屋市朝日ヶ丘町6-28
21世紀芦屋未来を考える会	鳥 羽 一 成	鳥 羽 優美子	芦屋市高浜町8番1-232
日本共産党宮野つるお後援会	岡 民 雄	川 端 典 子	神戸市長田区腕塚町2丁目1-28
長谷川かつみ後援会	長谷川 洋 一	藤 原 輝 良	加東市下滝野378番地
濱口仁士後援会	濱 口 仁 士	濱 口 仁 士	西宮市老松町8-22-302
ひろなか信正後援会	西 尾 清	後 山 猛	尼崎市立花町2-27-26辻二朗方
福祉を考える会神戸	福 寿 喜寿郎	龍 田 勉	神戸市西区岩岡町野中636番地の2
本荘賀寿美後援会	本 荘 賀寿美	本 荘 雅 敏	丹波篠山市河原町99
松岡光子後援会	山 根 勝	松 田 喜 一	加古郡播磨町北本荘5丁目9-6
松本和幸後援会	松 本 義 信	松 本 幸 造	西脇市寺内254
森本猛史後援会	森 本 猛 史	今 村 一 成	川西市南花屋敷3-2-1
山根喜代浩後援会	山 根 喜代浩	井 戸 顕 一	たつの市龍野町富永607-1
山本たつひろ後援会	山 本 龍 湖	魚 住 信 裕	加古川市平岡町土山170-42



兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

表丹波市の項中

「

を「

丹波市立幸世交流施設	丹波市氷上町賀茂100-1
丹波市立生郷交流会館	丹波市氷上町石生700-1

」

丹波市立生郷交流会館	丹波市氷上町石生700-1
------------	---------------

」

に改める。

正 誤

○令和2年4月24日付け（兵庫県公報第102号）
 兵庫県公告（大規模小売店舗の変更に関する届出）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
9	29	伊丹市	川西市



○令和2年4月27日付け兵庫県公報号外中
 令和2年4月27日（号外）公布兵庫県条例第21号兵庫県税条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の令和2年4月30日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

1ページ下から4	法律第 号	法律第25号
2ページ下から12	法律第 号	法律第26号